

ソーシャルメディア運用規則

(2025年9月28日制定)

(目的)

第1条 本規則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の定款第5条第5項及び広報委員会細則第1条・第2条に基づき、ソーシャルメディア運用に必要な事項を定めることにより、安全かつ透明性と信頼性を確保し、本法人の活動に関する情報発信を適切に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 ソーシャルメディアとは、ソーシャルネットワーキングシステム、動画共有サイト、メッセージングアプリなどのインターネットを活用した情報発信・共有のためのメディアを指す。

(適用の範囲)

第3条 本規則は、本法人が公式アカウントを有して運用するすべてのソーシャルメディアに適用される。

(運用の原則)

第4条 本法人は、本法人の活動や緩和医療に関する情報を発信するため、公式アカウントを利用する。また、本法人はこれを災害その他の緊急時に利用することができる。

(運用担当)

第5条 広報委員会がソーシャルメディア運用を担当する。

2. 広報委員長が、各メディアの運用担当者を広報委員の中から指名する。
3. 広報委員長が、ソーシャルメディア運用に関する最終的な責任を負う。第7条、第8条に定めるトラブルの発生時には、広報委員長が理事会への報告を担い、謝罪や訂正などの対応についても広報委員長の名で行う。

(遵守事項)

第6条 ソーシャルメディア運用担当者は、法令、本法人の定款、別に定め公開されたプライバシーポリシー、ソーシャルメディアポリシーおよび本規則に則って、ソーシャルメディアを運用する。

2. 運用にあたっては誤った情報を流したり、誤解を与えたりすることのないよう、発信する情報の内容や発信の方法に注意しなければならない。
3. 公開前に内容をダブルチェックする体制を整備し、必要に応じて広報委員会で内容を審議する。

4. 第三者が開設・運営する各ソーシャルメディアの規定を守り、各ソーシャルメディアの文化・マナーを尊重する。
5. 第三者の知的財産権、プライバシー権等の権利を尊重し、名誉を毀損することのないよう細心の注意を払う。

(トラブル発生時の対応)

第7条 誤情報の発信、アカウントの乗っ取り、なりすましの発見など、いかなるトラブルが発生した場合でも、運用担当者はトラブル発生を知り得てから24時間以内に広報委員長へ報告するものとする。初動対応として、影響を最小限に抑えるための緊急措置（例：問題投稿の一時非公開、該当アカウントの利用停止など）を直ちに講じる。

2. 誤情報の発信が確認された場合は、以下の手順を遵守する。

- ・運用担当者は、速やかに広報委員長に報告し、その承認を得て訂正内容を公開する。
- ・訂正投稿には、誤情報であった経緯と訂正内容を簡潔に記載し、透明性を確保する。
- ・必要に応じて、専門家の確認を経た訂正内容を掲載する。

3. アカウントの乗っ取りが確認された場合は、以下の対応を行う。

- ・アカウントのパスワードを直ちに変更し、セキュリティ設定を強化する。
- ・該当アカウントの一時停止を含む適切な措置を実施し、公式サイトや他のソーシャルメディア上で乗っ取りが発生した旨を周知する。
- ・広報委員長は、必要に応じて外部の専門機関と連携し、再発防止策を講じる。

4. 第三者によるなりすましアカウントを発見した場合は、以下の対応を取る。

- ・なりすましアカウントの存在を迅速に広報し、フォロワーや関係者に注意を喚起する。
- ・該当プラットフォームの運営会社に対し、削除依頼や利用停止措置を申請する。

5. その他のトラブルについては、広報委員長が事態を把握した上で速やかに理事会へ報告し、適切な対応策を協議する。必要に応じて、外部専門家や法律の助言を得ることができる。

6. トラブルが解決した後、広報委員長は原因分析を実施し、再発防止策を策定する。再発防止策は広報委員会で審議し、理事会の承認を得て実施するものとする。

(削除方針)

第8条 第6条に定める遵守事項に反する他、人格的利益を侵害もしくは公序良俗に反するかまたはそのおそれがあると認める発言及び投稿は、速やかに削除しなければならない。

2. 削除の判断は広報委員長が行う。

3. 投稿を削除した上で、遅滞なく、削除の理由の説明と謝罪を公式サイト及び該当メディアで行う。

4. 削除に至った経緯について速やかに理事会へ報告する。

(アカウント開設・閉鎖ルール)

第9条 公式アカウントの開設・閉鎖については、広報委員会の審議を経て、理事会が承認する。

(公式アカウントの登録と管理)

第10条 公式アカウント名は、原則として「日本緩和医療学会広報委員会」とする。

2. 公式アカウントに登録すべき情報は、個人のものであってはならない。

(パスワードの管理)

第11条 公式アカウントのパスワードは十分な強度を持つものし、定期的に変更する。また、パスワードに関する詳細な基準及び運用方法は内部文書にて別途定める。

(規則の変更)

第12条 本規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。